

# 横浜市個人情報保護審議会答申

(答申第 9 号)

平成20年11月26日

横個審答申 第 9 号

平成 20 年 11 月 26 日

横浜市長 中 田 宏 様

横浜市個人情報保護審議会

会長 大 木 章 八

横浜市個人情報の保護に関する条例第 5 2 条の規定  
に基づく諮問について（答申）

平成 20 年 9 月 11 日道建第 3655 号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「横浜市『市民の声』に寄せた意見に対し返送される住所、氏名をパソコンで入力して印字していることは横浜市も認めている。本保有個人情報の是正を申出る。」との個人情報の取扱いの是正の申出に係る諮問

## 答 申

### 1 審議会の結論

横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「条例」という。）第52条に基づく是正の申出について、条例第9条に違反した個人情報の取扱いがあるとは認められないという横浜市長（以下「実施機関」という。）の主張は、妥当である。

したがって、是正の申出に対する措置は必要ないと考える。

### 2 是正の申出の趣旨

本件申出の趣旨は次のとおり。

申出人が横浜市「市民の声」に寄せた意見に対し回答を返送する際、道路局建設課は住所・氏名をパソコンで入力し印字していることは実施機関も認めていることであるが、その電子計算機処理について条例第12条が定める審議会の意見を聴くことがなされていると思えない。

さらに、入力された本件個人情報を使用後毎回消しているというが、単に削除をしても計算機のディスクには残っているし、これだけの量のデータを毎回消したというのは、作業効率からも虚偽であることは明白である。

以上、条例第9条違反として是正を申し出る。

### 3 申出内容に係る実施機関の調査結果及び意見

#### (1) 事実経過について

実施機関は、申出人がいう「市民の声」とは、横浜市の広聴制度「市民からの提案」のことに判断し、事実確認を行った。

ア 平成19年7月15日に初めて、申出人から「市民からの提案」の投稿があった。

イ 以降、平成20年8月現在までの約1年間で、約90件の投稿が申出人からなされている。

ウ 申出人から3～4回目の投稿があった平成19年8月ごろから宛名ラベルを使用し、回答を郵送する取扱いを行っている。

エ 回答を行う担当者が、自分の使用する業務用パソコンの専用ソフトのフォーマットに、申出人の氏名、住所及び郵便番号（以下「本件個人情報」という。）を入力し、宛名ラベルを作成している。

オ 宛名ラベル作成するために入力した本件個人情報は、宛名ラベルを出力後直ちに削除し、パソコンや記録媒体への保存は行っていない。

カ 宛名ラベルは1回1シートのみ出力し、1シートに12枚のラベルが作成される。

発送に使用した残りの宛名ラベルは、執務室内の書棚に施錠保管している。

したがって、実施機関は、宛名ラベルを印字するために入力した本件個人情報の電子データを保有していない。

## (2) 是正措置の要否に関する意見

申出人用の宛名ラベル作成のためパソコンに入力した個人情報、宛名ラベル出力後直ちに削除し、一切保存しないことを課内で徹底しており、現在、本件個人情報は保有していない。

また、宛名ラベル作成に伴う電子計算機の使用は、一時的かつ専ら文章を作成するためであり、条例上、横浜市個人情報保護審議会の意見を聴くことを必要とするものではない。

なお、出力したラベルについても課内の所定の書棚に施錠管理し、紛失等がないよう適正に管理している。

したがって、今回の是正の申出については、条例第9条に違反した個人情報の取扱いがあるとは認められないが、今後は申出人への文書送付に使用する宛名ラベルの取扱いは廃止する。

## 4 審議会の判断

本件是正の申出は、① 宛名ラベル作成のためのパソコンへの個人情報入力、② 宛名ラベル作成のために入力された個人情報のデータについて、実施機関は削除しているというが虚偽と思われること、また仮に削除していたとしても計算機ディスク内に残っていると思われることから、条例第9条に違反して自らの個人情報が取り扱われているという主張に基づくものである。

### (1) 条例第12条違反の有無について

条例第12条は、個人情報を取り扱う事務について、新たに電子計算機による処理を行おうとするときは、あらかじめ当審議会の意見を聴かなければならないと定めている。しかし、同条ただし書は、一時的又は試験的な個人情報を取り扱う事務に係る電子計算機処理その他規則で定める電子計算機処理を行おうとするときはこの限りではないとしており、これを受けて、横浜市個人情報の保護に関する条例施行規則（平成17年3月横浜市規則第46号。以下「規則」という。）第4条は、専ら文章を作成するための電子計算機処理をそのひとつとして掲げている。

本件についての実施機関の説明によると、「市民からの提案」の回答送付用宛名ラベルを作成するために入力される本件個人情報のデータについては、宛名ラベル印字のためだけに利用されており、宛名ラベルのシート出力後、パソコンや記録媒体に保存することなく削除するという事務処理となっている。したがって、これは規則第4条に定める一時的かつ専ら文章を作成するための電子計算機処理に該当するものであり、申出人の主張するように当審議会の意見を聴くことを要する電子計算機処理には該当しないと解される。

### (2) 個人情報データの存否について

本件個人情報のデータが実施機関のパソコンから完全に削除されていないという申出人の主張については、実施機関から事情聴取を行ったところ、当該データは宛名ラベルのシート出力後、保存することなく削除しており、前回入力データを再利用して宛名ラベルを出力する方法はとっていないとの説明であった。

宛名ラベル作成用の専用フォーマットでは、郵便番号・住所及び氏名を1回入力すると、自動的に1シート12枚のラベルが印字できる仕組みとなっており、宛名ラベル1枚を使用する度にデータを入力する必要はない。また、データの削除処理についても、データを保存する処理をすることなくソフトを終了すれば行うことができることから、特に時間を要する処理とは考えにくい。

したがって、申出人は毎回データを削除しているというのは作業効率からいっても虚偽であると主張しているが、データを保存せず直ちに削除しているとの実施機関の説明について、特に不合理な点はなく、当該個人情報のデータが実施機関のパソコンに存在すると推認される事情を認めることはできなかった。

以上から、本件個人情報は適正に管理されており、条例第9条に違反する状況にあるとは認められず、当審議会としては是正措置を講じる必要はないと考える。

したがって、実施機関は申出人に対する宛名ラベルの取扱いを廃止する方針を示しているが、当審議会としてはその必要性はないと考える。

#### <参 考>

##### 審議会の経過

平成20年	7月14日	申出人から個人情報取扱いの是正申出書を受付
平成20年	9月11日	実施機関から諮問書を受理
平成20年	9月24日	審議
平成20年	10月29日	審議